

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年6月5日
【計算期間】	第1期中（自 2023年9月6日 至 2024年3月5日）
【ファンド名】	米国株式アグレッシブ・ポートフォリオ
【発行者名】	株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメント
【代表者の役職氏名】	代表取締役 岡野 大
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア
【事務連絡者氏名】	北野 記実
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア
【電話番号】	03-6810-7856
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１ 【ファンドの運用状況】

（１） 【投資状況】

（2024年3月末日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	11,036,520	99.59
内 日本	11,036,520	99.59
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	45,288	0.41
純資産総額	11,081,808	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書の時価及び比率は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（２） 【運用実績】

【純資産の推移】

2024年3月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
設定時 (2023年9月6日)	10,000,000	-	1.0000	-
2023年9月末日	9,294,160	-	0.9294	-
10月末日	8,261,693	-	0.8262	-
11月末日	9,561,078	-	0.9561	-
12月末日	10,096,942	-	1.0097	-
2024年1月末日	10,309,788	-	1.0310	-
2月末日	10,977,562	-	1.0978	-
3月末日	11,081,808	-	1.1082	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金（円）
2023年9月6日～2024年3月5日	-

【収益率の推移】

	収益率（％）
2023年9月6日～2024年3月5日	13.8

（注）収益率は各計算期間における騰落率です。

（参考）

G E O M A X マザーファンド

投資状況

（2024年3月末日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	10,694,442	96.90
内 アメリカ	10,694,442	96.90
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	341,820	3.10
純資産総額	11,036,262	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書の時価及び比率は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

2 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
2023年9月6日～ 2024年3月5日	10,000,000	0	10,000,000

（注）設定数量には当初設定数量を含んでおります。

3 【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2023年9月6日から2024年3月5日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

米国株式アグレッシブ・ポートフォリオ

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期中間計算期間末 2024年3月5日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	100,000
親投資信託受益証券	11,325,600
流動資産合計	11,425,600
資産合計	11,425,600
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	2,084
未払委託者報酬	40,276
その他未払費用	5,249
流動負債合計	47,609
負債合計	47,609
純資産の部	
元本等	
元本	10,000,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（　）	1,377,991
（分配準備積立金）	-
元本等合計	11,377,991
純資産合計	11,377,991
負債純資産合計	11,425,600

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 2023年9月6日 至 2024年3月5日
営業収益	
有価証券売買等損益	1,425,600
営業収益合計	1,425,600
営業費用	
受託者報酬	2,084
委託者報酬	40,276
その他費用	5,249
営業費用合計	47,609
営業利益又は営業損失（ ）	1,377,991
経常利益又は経常損失（ ）	1,377,991
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,377,991
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,377,991

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第1期中間計算期間 自 2023年9月6日 至 2024年3月5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第1期中間計算期間末 2024年3月5日現在
1. 期首元本額	10,000,000円
期中追加設定元本額	- 円
期中一部解約元本額	- 円
2. 受益権の総数	10,000,000口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期中間計算期間

自 2023年9月6日 至 2024年3月5日

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間末 2024年3月5日現在
1. 中間貸借対照表計上額と時価との差額	中間貸借対照表上の金融商品は全て時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

第1期中間計算期間末

2024年3月5日現在

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第1期中間計算期間末 2024年3月5日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1378円 (11,378円)

（参考）

当ファンドは、「GEOMAXマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

GEOMAXマザーファンド
貸借対照表

(単位：円)	
2024年3月5日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	213,124
コール・ローン	63,727
株式	11,047,437
未収配当金	1,561
流動資産合計	11,325,849
資産合計	11,325,849
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	9,900,000
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,425,849
元本等合計	11,325,849
純資産合計	11,325,849
負債純資産合計	11,325,849

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2023年9月6日 至 2024年3月5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場の ないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から 提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上 しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。
----------------------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2024年3月5日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	9,900,000円
同期中追加設定元本額	- 円
同期中一部解約元本額	- 円
元本の内訳	
ファンド名	
米国株式アグレッシブ・ポートフォリオ	9,900,000円
計	9,900,000円
2. 受益権の総数	9,900,000口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年3月5日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表上の金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2024年3月5日現在

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2024年3月5日現在
1口当たり純資産額	1.1440円
（1万口当たり純資産額）	（11,440円）

4 【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

資本金の額	360百万円（2024年3月末現在）
発行する株式の総数	8,000,000株
発行済株式総数	5,648,063株

< 過去5年間における資本金の額の増減 >

2019年11月22日	資本金20百万円から61百万円に増資
2020年5月29日	資本金61百万円から220百万円に増資
2021年4月30日	資本金220百万円から430百万円に増資
2021年6月25日	資本金430百万円から540百万円に増資
2021年11月26日	資本金540百万円から100百万円に減資
2022年3月31日	資本金100百万円から860百万円に増資
2022年11月29日	資本金860百万円から100百万円に減資
2023年8月30日	資本金100百万円から360百万円に増資

（２）【事業の内容及び営業の状況】

委託会社である株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメントは投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2024年3月末現在における、委託会社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託5本、合計純資産総額は2,968百万円です。

（３）【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

（３）出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

（４）訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

5 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメント（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2023年1月1日至 2023年12月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：千円)			
	注記番号	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		1,058,082	665,681
顧客分別金信託		80,000	80,000
前払費用		16,055	17,619
未収入金		-	38
未取委託者報酬		-	21
未取運用受託報酬		7	4,026
未取消費税等		56,226	55,006
その他流動資産		137	1,532
流動資産合計		1,210,509	823,926
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	20,717	17,570
器具備品	1	14,653	12,043
有形固定資産合計		35,370	29,613
無形固定資産			
ソフトウェア		154	-
無形固定資産合計		154	-
投資その他の資産			
投資有価証券		-	39,221
長期差入保証金		31,352	29,968
長期前払費用		1,833	633
投資その他の資産合計		33,186	69,823
固定資産合計		68,710	99,437
繰延資産			
創立費		72	24
株式交付費		5,794	4,779
繰延資産合計		5,867	4,803
資産合計		1,285,087	928,167

負債の部		
流動負債		
預り金	15,175	18,005
未払金	573	818
未払費用	81,802	50,178
未払法人税等	950	16,825
契約負債	-	9
その他	-	93
流動負債合計	98,501	85,931
固定負債		
繰延税金負債	-	1,869
固定負債合計	-	1,869
負債合計	98,501	87,801
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	360,000
資本剰余金		
資本準備金	1,223,964	1,463,964
その他資本剰余金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金合計	2,423,964	2,663,964
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△ 1,337,899	△ 2,188,354
利益剰余金合計	△ 1,337,899	△ 2,188,354
株主資本合計	1,186,065	835,610
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	4,235
評価・換算差額等合計	-	4,235
新株予約権	520	520
純資産合計	1,186,585	840,366
負債・純資産合計	1,285,087	928,167

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	-	16
運用受託報酬	1,520	10,040
その他営業収益	577	800
営業収益合計	2,097	10,857
営業費用		
広告宣伝費	363,701	280,898
調査費		
調査費	1,225	3,512
情報機器関連費	5,582	16,763
その他の調査費	807	929
調査費合計	7,614	21,205
営業雑経費		
通信費	1,056	1,185
印刷費	42	138
協会費	2,292	2,131
諸会費	200	150
その他	6,003	7,002
営業雑経費合計	9,595	10,608
営業費用合計	380,911	312,712
一般管理費		
給料		
役員報酬	32,200	42,540
給料・手当	126,295	160,820
賞与	8,500	12,710
法定福利費	25,670	33,008
その他の福利厚生費	85	269
給料合計	192,751	249,347
交際費	748	1,053
旅費交通費	43	44
会議費	108	536
租税公課	970	18,110

不動産関係費		
不動産賃借料	36,494	36,494
その他の不動産関係費	1,925	2,177
不動産関係費合計	38,419	38,671
固定資産減価償却費	11,070	10,901
諸経費		
業務委託費	133,382	191,449
消耗品費	386	692
器具備品費	656	98
システム利用料	21,676	23,634
その他	6,885	16,434
諸経費合計	162,987	232,309
一般管理費合計	407,100	550,975
営業損失（△）	△ 785,914	△ 852,831
営業外収益		
受取利息	8	8
補助金収入	7,000	1,000
雑益	36	37
営業外収益合計	7,044	1,046
営業外費用		
創立費償却	48	48
株式交付費償却	2,830	3,407
解約違約金	63	-
雑損	20	1
営業外費用合計	2,963	3,457
経常損失（△）	△ 781,833	△ 855,241
投資有価証券売却益	-	5,735
特別利益合計	-	5,735
税引前当期純損失（△）	△ 781,833	△ 849,506
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等合計	950	950
当期純損失（△）	△ 782,783	△ 850,456

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度 自 2022年1月1日 至 2022年12月31日

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	100,000	465,847	440,000	905,847	△ 555,116	△ 555,116	450,731
当期変動額							
新株の発行	760,000	758,117	-	758,117	-	-	1,518,117
減資（△）	△ 760,000	-	760,000	760,000	-	-	-
当期純損失（△）	-	-	-	-	△ 782,783	△ 782,783	△ 782,783
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	758,117	760,000	1,518,117	△ 782,783	△ 782,783	735,334
当期末残高	100,000	1,223,964	1,200,000	2,423,964	△ 1,337,899	△ 1,337,899	1,186,065
	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計			
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計					
当期首残高	-	-	520	451,251			
当期変動額							
新株の発行	-	-	-	1,518,117			
減資（△）	-	-	-	-			
当期純損失（△）	-	-	-	△ 782,783			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-			
当期変動額合計	-	-	-	735,334			
当期末残高	-	-	520	1,186,585			

当事業年度 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
					繰越利益 剰余金		
当期首残高	100,000	1,223,964	1,200,000	2,423,964	△ 1,337,899	△ 1,337,899	1,186,065
当期変動額							
新株の発行	260,000	240,000	-	240,000	-	-	500,000
減資（△）	-	-	-	-	-	-	-
当期純損失（△）	-	-	-	-	△ 850,456	△ 850,456	△ 850,456
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	260,000	240,000	-	240,000	△ 850,456	△ 850,456	△ 350,456
当期末残高	360,000	1,463,964	1,200,000	2,663,964	△ 2,188,354	△ 2,188,354	835,610
	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計			
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計					
当期首残高	-	-	520	1,186,585			
当期変動額							
新株の発行	-	-	-	500,000			
減資（△）	-	-	-	-			
当期純損失（△）	-	-	-	△ 850,456			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,235	4,235	-	4,235			
当期変動額合計	4,235	4,235	-	△ 346,220			
当期末残高	4,235	4,235	520	840,366			

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

2. 固定資産の減価償却の方法

- （1）有形固定資産 定率法（ただし建物附属設備に関しては定額法）によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8年

器具備品 3～15年

- （2）無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法によっております。

- （3）長期前払費用 均等償却によっております。なお、主な償却期間は5年であります。

3. 繰延資産の処理方法

- （1）創立費 5年間の均等償却によっております。

- （2）株式交付費 3年間の均等償却によっております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- （1）委託者報酬

委託者報酬は、信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に毎計算期間の最初の6か月終了日及び毎計算期末又は信託終了時に受領しております。当該期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

- （2）運用受託報酬

運用受託報酬は、顧客との間で締結された投資一任契約に基づき過去の運用成果の最高値を上回る超過運用益の達成等により履行義務を充足し、当該報酬を受領する権利が確定した時点で超過運用益に対する一定割合として収益を認識しております。確定した報酬は、履行義務を充足した時点から短期間で受領しております。

- （3）契約負債

毎月の委託者報酬確定時、またはキャンペーン期間中に付与したポイントについては当該時点で履行義務を識別し、将来の使用見込み等を考慮した上で算定された履行義務については貸借対照表上「契約負債」または「ポイント引当金」に計上し、ポイントの利用及び失効に従い収益を認識しております。

（会計方針の変更）

当社は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、時価算定会計基準適用指針の適用に伴う、当事業年度の財務諸表への影響はありません。

また、（金融商品関係）注記の金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

〔貸借対照表関係〕

有形固定資産の減価償却累計額

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
有形固定資産	15,785	24,254

〔株主資本等変動計算書関係〕

前事業年度（自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式（株）	373,563	-	-	373,563
A種優先株式（株）	718,500	-	-	718,500
B種優先株式（株）	633,789	-	-	633,789
C種優先株式（株）	-	1,069,850	-	1,069,850
合計（株）	4,225,852	1,069,850	-	5,295,702

（変動事由の概要）C種優先株式の発行による増資 1,069,850 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式数（株）				当事業年度末 残高（千円）
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計		-	-	-	-	520

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式（株）	373,563	-	-	373,563
A種優先株式（株）	718,500	-	-	718,500
B種優先株式（株）	633,789	-	-	633,789
C種優先株式（株）	1,069,850	-	-	1,069,850
D種優先株式（株）	-	352,361	-	352,361
合計（株）	5,295,702	352,361	-	5,648,063

（変動事由の概要）D 種優先株式の発行による増資 352,361 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当事業年度末 残高（千円）
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計		-	-	-	-	520

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っております。余資運用については、安全性の高い金融商品及び自社が運用する証券投資信託に限定しております。また、顧客からの預り金に関しては法令等に基づき顧客分別金信託として信託銀行に預託しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社の保有する現金・預金及び顧客分別金信託はいずれも信用度の高い金融機関に預入/預託しており、預入先の信用リスクに晒されております。また未払費用は、主に営業費用における広告宣伝費の未払額であります。これらはそのほとんどが1年以内の支払期日であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているものであります。これらは市場価格の変動リスクや為替変動リスクに晒されておりますが、投資額は必要最低額であるためリスクは限定的であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

当社は、社内規程に基づき、リスク管理本部が市場価格の変動リスク及び為替変動リスクの管理を毎日行っております。

信用リスクの管理

当社は、社内規程に基づき取引先の選定を行い、担当部署が定期的取引先の財務状況等を把握することに努め、その信用リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前事業年度（2022年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につき、以下の金融商品については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
顧客分別金信託
未払費用

（注1）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内(千円)	5年超 10年以内(千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,058,082	-	-	-
顧客分別金信託	80,000	-	-	-
合計	1,138,082	-	-	-

当事業年度（2023年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	39,221	39,221	-
資産計	39,221	39,221	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

以下の金融商品については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
顧客分別金信託
未収消費税等
未払費用

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内(千円)	5年超 10年以内(千円)	10年超 (千円)
現金・預金	665,681	-	-	-
顧客分別金信託	80,000	-	-	-
合計	745,681	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場において（無調整の）相場価格より算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2022年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2023年12月31日）

区分	時価（単位：千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	39,221	-	39,221
資産計	-	39,221	-	39,221

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券：当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2022年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	39,221	33,116	6,105
合計	39,221	33,116	6,105

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
売却したその他有価証券 証券投資信託	32,511	5,735	-
合計	32,511	5,735	-

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

（1）ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	天笠 勝
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 520,000株
付与日	2019年10月21日
権利確定条件	（注1）
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年10月25日 至 2029年10月20日

（注1）本新株予約権は、天笠勝氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点に受益者として指定された者に交付されます。

（注2）

本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又はその子会社若しくは関連会社の取締役、執行役、監査役若しくは従業員又は外部協力者のいずれかの地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が行使を認める正当な理由がある場合はこの限りではありません。

当社の株式につき、金融商品取引所への上場がなされ、または買収が決定されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできません。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではありません。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
--	----------

権利確定前（株）	
前事業年度末	520,000
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	520,000
権利確定後（株）	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格	20円
行使時平均株価	-
付与日における公正な評価単価	-

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプションの付与時点において当社は未公開企業であるため、Stock・オプションの公正な評価単価は、本源的価値の見積りによっております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、簿価純資産方式等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算出を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

- 千円

(2) 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注1）	457,564	659,336
減価償却超過額	583	880
資産除去債務	678	1,024
その他	49	62
繰延税金資産小計	458,875	661,303
評価性引当額		
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 457,564	△ 659,336
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,310	△ 1,967
評価性引当額小計	△ 458,875	△ 661,303
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券差額金	-	1,869
繰延税金負債合計	-	1,869
繰延税金負債の純額	-	1,869

（注1）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2022年12月31日現在）							
	（単位：千円）						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※）	-	-	-	-	-	457,564	457,564
評価性引当額	-	-	-	-	-	△457,564	△457,564
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-
当事業年度（2023年12月31日現在）							
	（単位：千円）						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※）	-	-	-	-	-	659,336	659,336
評価性引当額	-	-	-	-	-	△ 659,336	△ 659,336
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（ ）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	-	-
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	税引前当期純損失であるため 注記を省略しております。	税引前当期純損失であるため 注記を省略しております。
住民税均等割		
評価性引当額の増減		
その他		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	-

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

損益計算書に記載のとおりです。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針 4 .収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、投資運用サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益が無いため、該当事項はありません。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益が無いため、該当事項はありません。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高
主要株主 (法人)	TUSICキャピタル 1号投資事業組合	東京都 新宿区	4,365,582	投資運用	被保有 直接17.00%	株式の 被所有	第三者割当増資 (注 1)	258,117	-	-
主要株主 (法人)	株式会社 マネーフォワード	東京都 港区	26,316,141	情報・ 通信	被保有 直接16.63%	株式の 被所有	第三者割当増資 (注 2)	649,999	-	-

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末 残高
主要株主 (法人)	株式会社 マナーフォワード	東京都 港区	26,716,695	情報・ 通信	被所有 直接35.11%	株式の 被所有	第三者割当増資/ 株式譲渡(注3)	500,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 2022年3月22日開催の株主総会において決議された第三者割当増資により、一株につき1,419円で当社株式181,901株を引受けたものです。

(注2) 2022年3月22日開催の株主総会において決議された第三者割当増資により、一株につき1,419円で当社株式458,069株を引受けたものです。

(注3) 2023年8月16日開催の株主総会において決議された第三者割当増資により、一株につき1,419円で当社株式352,361株を引受けたものです。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額(円)	0.00	0.00
1株当たり当期純損失() (円)	155.47	157.04

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純損失(△) (千円)	△ 782,783	△ 850,456
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 当期純損失(△) (千円)	△ 782,783	△ 850,456
普通株式の期中平均株式数(株)	5,034,834	5,415,408
うち普通株式	2,500,000	2,500,000
うちS種優先株式	373,563	373,563
うちA種優先株式	718,500	718,500
うちB種優先株式	633,789	633,789
うちC種優先株式	808,982	1,069,850
うちD種優先株式	-	119,706
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 (普通株式 520,000株)	新株予約権 (普通株式 520,000株)

(注3) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
純資産の部の合計額（千円）	1,186,585	840,366
純資産の部から控除する金額（千円）	1,186,585	840,366
うちS種優先株式	-	-
うちA種優先株式	-	-
うちB種優先株式	-	-
うちC種優先株式	1,186,065	339,846
うちD種優先株式	-	500,000
うち新株予約権	520	520
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	-	-
1株当たりの純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式数（株）	2,500,000	2,500,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月22日

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

稲葉宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2023年1月1日から2023年12月31日まで、の第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月13日

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

稲葉宏和

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国株式アグレッシブ・ポートフォリオの2023年9月6日から2024年3月5日まで の中間計算期間 の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、米国株式アグレッシブ・ポートフォリオの2024年3月5日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年9月6日から2024年3月5日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社sustenキャピタル・マネジメント及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものであるが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

株式会社sustenキャピタル・マネジメント及びファン ド と当監 査法 人又 は業 務執
行社 員と の間に は、公 認会 計 士 法 の規 定 に よ り記 載す べ き利 害関
係 はな い。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。